

様式第4号（第4条関係）

堺市緑地保全・緑化推進法人指定取消通知書

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（法人の名称）

（代表者氏名） 様

堺市長



都市緑地法第73条第1項の規定により、次のとおり指定を取り消しましたので通知します。

取消年月日 年 月 日

理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。